

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成 30 年 4 月 17 日	練馬区中村北在住者	平成 4 年 12 月 1 日に貸付けした応急小口資金貸付金 260,000 円の償還について、計画どおり償還がされず 140,000 円の償還残額がある。借受人が生活困窮により返済困難であるため、連帯保証人を相手方として東京簡易裁判所に支払督促申立を行ったところ、本人から連絡があり、償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされたため、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額 140,000 円を分割により毎月 3,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 6,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
2	平成 30 年 4 月 27 日	埼玉県草加市在住者	平成 7 年 2 月 22 日付で貸付した生業資金貸付金 1,500,000 円(貸付利子 102,915 円を加えた償還総額が 1,602,915 円)の償還について、計画どおり償還がされず 683,195 円の償還残額がある。借受人を被告とし平成 30 年 2 月 5 日付、東京簡易裁判所に訴えを提起したところ、第 1 回口頭弁論において被告から分割納付の申出がされたため和解することとし、裁判所から和解期日が指定された。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 683,195 円を分割により毎月 5,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 10,000 円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。区はその余の請求を放棄する。